

令和8年度茨城県居住支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、令和8年度茨城県居住支援事業を受託する者（以下「事業者」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

第1 目的

シェルター事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むために必要となる物資の貸与又は提供等を行うことで、生活の再建及び安定した生活への移行を支援する。

また、地域居住支援事業は、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者等に対し、一定期間、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むために必要な便宜を提供する。

第2 受託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3 支援内容

1 シェルター事業

(1) 事業の対象者

申請日現在、一定の住居を持たない生活困窮者であって、茨城県各県民センター（鹿行県民センターを除く。）及び茨城県福祉相談センター（以下「県自立相談支援機関」という。）管内の12町村及び別に示す本事業の利用について県と協定を締結した市（以下「協定市」という。）に居住実態のあった、次のア又はイのいずれかに該当する者であり、県自立相談支援機関又は協定市が支援を決定した者（以下「利用者」という。）を対象とする。

ア 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する者

（ア） 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

（イ） 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

イ 県自立相談支援機関又は協定市が、緊急性等を勘案し支援が必要と認める者

(2) 事業内容

ア 支援内容

事業者は、利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等日用品の支給又は貸与等の日常生活上必要なサービスを提供する。

また、事業者は、利用者に対し必要に応じ、利用開始時及び利用期間中において健康診断及び健康医療相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、関係機関と連携し必要な医療等を確保する。

イ 利用期間

本事業の利用期間は原則として3か月以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、県自立相談支援機関又は協定市が必要と認める場合は、6か月を超えない範囲内で期間を延長することができる。

ウ 宿泊場所の供与を行う施設

宿泊場所は、別に示す茨城県県営住宅（県北地区、県央地区、鹿行地区、県南地区、県西地区の各地区に設置）とし、施設の利用、管理等に関しては、施設を管理する（一財）茨城県住宅管理センターの指示に従うものとする。

(3) 支援における留意事項

ア 利用者からは、利用料を徴収しない。

イ 事業者は、利用者が宿泊場所において生活を行うために必要な家具・家電等を用意し、火災保険等に加入するものとする。

ウ 食費、日用品費、光熱水費、家賃及び共益費等は、事業者が事業費から支払うものとする。

エ 事業者は、受託した業務を一括して第三者に委託することはできない。

ただし、食事の提供等業務を効率的に行うために必要と思われる業務については、県福祉人材・指導課と協議の上、業務の一部を委託（委託費の1/2を上限とする）することができる。

オ 事業者は、受託期間終了時には、事業に使用した宿泊場所を原状回復するものとする。

カ 相談支援は自立相談支援事業において行われるものであることから、県及び協定市の自立相談支援機関と十分連携を図ること。

2 地域居住支援事業

(1) 事業の対象者

以下のいずれかに該当し、県自立相談支援機関又は協定市が支援を決定した生活困窮者を対象とする。

ア 1の事業の終了者

イ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立した状態にある者のうち、県自立相談支援機関又は協定市が必要と認める者

(2) 事業内容

ア 支援内容

(ア) アパート等へ転居するための支援

(イ) 訪問による見守りなど居住を安定して継続するための支援

(ウ) 地域社会との交流などの互助の関係づくり

(エ) 関係機関とのネットワーク構築などの地域づくり

イ 利用期間

本事業の利用期間は原則として1年以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、県自立相談支援機関又は協定市が必要と認める場合は、期間を延長することができる。

(3) 支援における留意事項

ア 利用者からは、利用料を徴収しない。

イ 相談支援は自立相談支援事業において行われるものであることから、県又は協定市の自立相談支援機関と十分連携を図ること。

ウ 利用期間終了後も円滑な日常生活が営めるよう、県又は協定市の自立相談支援機関と連携し、地域の関係機関による見守りや生活支援などの日常生活を営むために必要な支援体制の構築を図ること。

第4 事業の実施方法等

事業者は、第3の事業を実施するに当たり、県及び協定市の自立相談支援機関、関係町村の生活困窮者自立支援事業担当課並びに居住支援協議会等と連携を図りながら、次のとおり事業を実施していくものとする。

- 1 事業者は、本事業を実施するための職員（以下「居住支援員」という。）を2名以上配置（非常勤可。兼務可）するものとする。
- 2 支援開始前に、必ず利用者と面接を行い、具体的な支援方法、支援内容について、十分な説明を行う。
- 3 事業者は、随時、福祉人材・指導課、県及び協定市の自立相談支援機関に対し、支援状況を報告する。
- 4 事業者は、活動日誌（別紙様式1）を作成し、保管する。

第5 実施状況報告

事業者は、福祉人材・指導課及び事業の利用のあった協定市に対し、毎月事業終了後に実施状況報告書（別紙様式2）に活動日誌の写しを添付し、提出しなければならない。

また、事業者は、上半期の事業終了後速やかに、居住支援事業実施状況（上半期分）（別紙様式3）を福祉人材・指導課へ提出しなければならない。

第6 委託事業実施にあたっての留意事項

- 1 事業の実施に当たっては、「居住支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（平成27年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知）等を参照すること。
- 2 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。
- 3 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。
- 4 本事業の実施に当たって、県又は協定市の自立相談支援機関が就労支援や就労準備支援事業、家計改善支援事業が必要と認めた場合は、当該事業の実施機関等とも連携を図ること。
- 5 本事業の実施に当たっては、本人の状況に応じて、適切に生活保護につなげることができるよう、県及び協定市の自立相談支援機関とともに福祉事務所とも連携を図ること。
- 6 本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。

第7 その他

事業者は、委託事業を実施するに当たり、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、福祉人材・指導課と協議の上、その指示に従い業務を遂行すること。

居住支援事業業務委託 活動日誌

活 動 日 活 動 時 間	年 月 日	市 町 村 名	
	時 分 ~ 時 分	活 動 場 所 等	
居住支援員	支援員名	利 用 者 名	
1 区 分 ※該当する方 をチェック	<input type="checkbox"/> ア シェルター事業 <input type="checkbox"/> イ 地域居住支援事業		
2 支援内容	(例) シェルター事業：衣食の提供など 地域居住支援事業：訪問による見守りの実施など		
3 連携状況	(例) シェルター事業：自立相談支援機関等へつないだ事項など 地域居住支援事業：地域の情報収集、ネットワークづくりなど		

※具体的に記載すること。

実施状況報告書 (年 月分)

年 月 日

茨城県福祉部福祉人材・指導課長 殿

事業者名
代表者職氏名

年 月に実施した居住支援事業に係る業務は、次のとおりです。

1 シェルター事業

活動日時	居住支援員名	利用者名	市町村名
月 日 : ~ :			
月 日 : ~ :			
月 日 : ~ :			
月 日 : ~ :			
		延 名	

2 地域居住支援事業 (アパート等への入居支援、訪問による見守りなど)

活動日時	居住支援員名	利用者名	市町村名
月 日 : ~ :			
月 日 : ~ :			
月 日 : ~ :			
月 日 : ~ :			
		延 名	

3 関係機関との連携状況 (打合せ、ケース検討会、物件の情報収集など)

実施日時	相手方	内 容
月 日 : ~ :		
月 日 : ~ :		

4 互助の関係づくり、地域づくりの状況 (地域住民との交流、ネットワーク構築など)

実施日時	実施場所	参加人数	内 容
月 日 : ~ :			
月 日 : ~ :			

※行は、適宜追加すること。

※別紙様式1 (活動日誌) の写しを添付すること。

(別紙様式3)

居住支援事業実施状況(上半期分)

1 シェルター事業

	市町村名	利用者 年齢・性別	支援に至った 経緯	支援開始日	支援回数 (延べ)	支援終了日	支援終了の理由	支援終了後 の居住地
1								
2								
3								
4								
5								
6								

※行は適宜追加すること。

2-1 地域居住支援事業(見守り体制、交流の場づくり関係)

	市町村名	利用者 年齢・性別	支援に至った 経緯	支援開始日	支援回数 (延べ)	支援終了日	支援終了の理由	支援終了後 の引継ぎ先
1								
2								
3								
4								
5								
6								

※行は適宜追加すること。

2-2 地域居住支援事業(関係機関とのネットワーク構築関係)

	市町村名	実施内容	結 果
1			
2			
3			
4			
5			
6			

※参考
(別紙)

令和8年度茨城県居住支援事業業務委託仕様書における
協定市及び茨城県県営住宅について

1 協定市（予定）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市

2 茨城県県営住宅（計22戸）

県北地区2戸、県央地区6戸、鹿行地区3戸、県南地区6戸、県西地区5戸